

# 一般社団法人につぼんコン定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人につぼんコンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本固有の有形無形の資産を守り、発展させることを目的とし、次の事業を行う。

1. 広報、広告、ブランディング、マーケティング、コンサルティング、セールスプロモーション等の企画、運営等
2. スポーツ選手、芸能タレント、文化人、政治家等のマネジメント及びエージェント業務等
3. アニメーション、ゲーム、キャラクター、アーティスト、インフルエンサー等の著名人の肖像権を活用したコンテンツ及び商標の企画等
4. オンラインサロン、テレビ、イベント、映画、演劇、コンサート、講演、講座等の企画、運営等
5. 出版物、印刷物、ウェブサイト等の企画、運営等
6. インターネット及びネットワークサービスを利用したシステムの企画、運用等
7. 前各号に付帯する一切の業務
8. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 法人会員 当法人の事業に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 個人会員 当法人の事業に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業に賛同した法人又は団体及び個人

2 前項の会員のうち入会した会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 社員となるには、理事会の定める当法人所定の様式による申込みをし、承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時

社員総会は、毎年一回3月に（毎事業年度終了後3カ月以内）開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集通知は、社員総会の日々の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面または電磁的方法によって通知する。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議権）

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。

2 社員総会の目的である事項について、理事又は社員が提案し、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議及び報告があったものとみなす。

## 第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上13名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が、理事又は監事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事及び業務執行理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当該法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならない額を、報酬等として支給することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

(責任限定契約)

第31条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該使用人でない者に限る。）又は監事との間で、任意を怠った事による損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、5万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から年12月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 会計監査報告

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款（を主たる事務所及び従たる事務所に）、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第7章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱)

第36条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金拠出者の権利)

第37条 当法人は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができる。

(基金返還の手続)

第38条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第39条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができず、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年12月末日までとする。

令和5年3月21日改訂 以下削除